

**令和 6 年度
笠間市教育委員会外部評価委員会
資料（令和 5 年度実施事業分）**



笠間市教育委員会

はじめに

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年4月1日施行）により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たさなければならないとされました。

笠間市教育委員会でも、事務事業の点検及び評価を行い、教育行政サービスの質の向上と市民への説明責任を果たすべく、平成22年度から、「笠間市教育委員会外部評価システム」を導入し、前年度の事業について評価を行っています。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章	笠間市の教育における基本的な考え方	1
	（1）教育目標について	
	（2）笠間市教育振興基本計画について 《進行管理の実施と方法》	
第2章	笠間市教育委員会外部評価について	5
第3章	評価の方法について	6
	（1）内部評価の視点	
	（2）外部評価の視点	
	（3）教育委員会外部評価の流れ	
第4章	教育委員会の活動状況	8
第5章	外部評価対象事業資料	15
	（図書館）	
	図書館サービス事業、電子図書館運営事業	16
	（公民館）	
	公民館講座運営事業	18
	（生涯学習課）	
	生活困窮者学習支援事業	20
	（生涯学習課 文化振興室）	
	大日堂保存活用事業	22
	（生涯学習課 スポーツ振興室）	
	スポーツ奨励金事業	24
	（学務課）	
	英語教育強化推進事業	26
	教育支援室事業	28
	（学務課 おいしい給食推進室）	
	学校給食費負担軽減事業	30
第6章	参考資料	
	（1）笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱	32
	（2）笠間市教育委員会組織機構図	33

第1章 笠間市の教育における基本的な考え方について

(1) 教育目標について

知性を高め ひとりひとりのもちまえを伸ばす

「知性を高め」とは

学校教育を含め、生涯にわたって学びの力を培うという観点から、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身に付けていくことをいう。

「もちまえを伸ばす」とは

その人がもってうまれた良さや可能性を大切にするとともにそれが発揮できるようにすることを行う。

自然や文化を大切に し 郷土を愛する心をつちかう

「自然や文化を大切に」とは

(市民憲章にあるまちづくりのねがいとも重なる) 生まれ育った郷土である笠間の自然や歴史と共にはぐくまれた文化を大切に し、未来に受け継いでいくことをいう。

「郷土を愛する心をつちかう」とは

笠間の自然や文化を大切に し、ふるさと笠間を愛する心をつちかい、郷土の発展に努めることをいう。

豊かな感性をはぐくみ 健やかな身体を養う

「豊かな感性をはぐくみ」とは

自らを律しつつ、社会の一員としての責任感や規範意識を持ち、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性(人間性)をはぐくむことをいう。

「健やかな身体を養う」とは

たくましく生きるための健康や体力をいう。

(2) 笠間市教育振興基本計画について

笠間市では、平成27年4月に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会制度の見直しや地方公共団体における大綱策定が義務付けられたことを受け、平成28年5月、本市の教育の指針となる「笠間市教育施策大綱」を策定しました。

また、「笠間市教育振興基本計画」は、平成29年度を初年度とする「第2次笠間市総合計画」の策定に合わせ、「笠間市教育施策大綱」で示した教育施策の基本的な方向性と施策の方針に対応する具体的な取組を明らかにするとともに、今後取り組むべき教育行政施策を総合的・計画的に推進するため、平成29年2月に新たに策定し、教育行政を推進してまいりました。

「笠間市教育施策大綱」及び「笠間市教育振興基本計画」の計画期間満了に伴い、令和3年3月に「第2次笠間市教育施策大綱」を改定、令和4年3月に「第2期笠間市教育振興基本計画（以下基本計画）」の改定を行いました。

改定した基本計画では、令和4年度から令和8年度までの5か年計画とし、3つの教育目標の実現に向けて、以下「3つの人づくり」を施策の基本方向とし、それぞれに沿ったさまざまな施策・事業を推進してまいります。

「役に立つ」人づくり

笠間市の未来を担う子どもたち一人ひとりが輝き、将来社会の一員としてたくましく生きていくためには、幼少期から知性を高め、もちまえを伸ばし、人のために、社会のために役に立つ人になることが大切です。そのための学校教育、学び続けるための生涯学習の充実を図ります。

「郷土を愛する」人づくり

地方創生を実現するのは郷土を愛する人々の力であり、我がふるさと笠間の豊かな自然、歴史、文化、先人、産業などを学ぶことが未来を拓いていきます。子どもたちが地域に根付き、地域を担う大人へと成長するためには、笠間市が大好きである、大好きな笠間市のために貢献したい、という志を高める必要があります。そのために、生涯を通じた郷土教育、市民教育や文化活動を推進します。

「心身ともに健康な」人づくり

笠間市は「健康都市かさま」を宣言しています。その宣言に基づき、市民が心身ともに健康になれるよう取り組んでいきます。そのために、道徳教育、健康教育を充実します。また、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ、体力を増強できるように、スポーツの推進を図ります。

施策の体系

教育目標

施策の 基本方向

施策の方針及び施策

主な取組

知性を高め
ひとりひとりの
もちまえを伸ばす

役に立つ人づくり

自然や文化を大切に
郷土を愛する
心をつちかう

郷土を愛する人づくり

豊かな感性をはぐくみ
健やかな身体を養う

心身ともに健康な人づくり

- 1 豊かな人間性とたくましい身体を育む
幼児教育の推進
(1) 就学前教育と保育の充実

- 幼児期から小学校教育への円滑な移行
- 豊かな心を育む活動の実践
- 特別な支援を必要とする幼児への相談・支援体制の充実 等

- 2 主体性を育みチャレンジする学校教育の
充実
(1) 確かな学力の育成
(2) 豊かな心の育成
(3) 健やかな体の育成
(4) 特別支援教育の充実
(5) デジタル化社会に対応する ICT 教育
の推進
(6) 学校教育の環境整備
(7) 学校教育指導体制の充実

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 言語活動・理数教育・情報活用能力の充実
- 英語教育や多彩な体験を通じた国際理解教育の充実
- 発達段階に応じた道徳教育の推進
- 安心安全な給食の提供
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の推進
- 関係機関のネットワークを活用した教育相談支援体制の充実
- インクルーシブ教育の推進
- 先端技術の活用により創造性を育む教育の推進
- ICT を活用した「個別最適化された学び」と教育のデジタル化の推進
- 「笠間版ハイブリット型教育」による多様な学びの推進
- 小中高大連携、小中一貫教育の推進
- 教職員の働き方改革の推進 等

- 3 持続可能な社会の実現に向けた家庭・地域と
の連携・協働
(1) 地域で取り組む教育活動の推進
(2) 多様なニーズに対応した教育支援の充実

- 地域とともにある学校づくりの推進
- いじめ・不登校等への対応の充実
- 子どもの貧困対策・児童虐待の根絶・ヤングケアラーの教育の機会の確保に向けた取組の推進 等

- 4 生涯を通じて学び合い活躍できる環境づく
りの促進
(1) 生涯学習環境の充実
(2) 家庭の教育力の向上
(3) 青少年の健全育成
(4) 文化芸術に親しむ機会の充実
(5) 文化財の保護と活用

- 生涯学習機会の創出と学習情報の提供
- ICT を活用した学習機会や多様な内容のプログラムの充実
- 地域との連携とコミュニティの活性化
- 家庭教育の充実
- 青少年健全育成推進体制の確立
- 鑑賞機会の充実
- 日本遺産の取組推進 等

- 5 誰もが健康で活力みなぎる「かさまスポーツ」
の創出
(1) 生涯スポーツの推進
(2) 競技スポーツ・バラスポーツの推進
(3) スポーツ施設の整備充実
(4) スポーツツーリズムの推進

- スポーツ環境の充実と指導者の養成と確保
- 笠間市の特色を活かしたスポーツの推進
- 世界で活躍できるスポーツ選手の発掘・支援
- バラスポーツの認知度向上
- スポーツ合宿・大会の誘致・支援
- 笠間スポーツコミッションの活動推進 等

- 6 多世代の学びを支える図書館活動の推進
(1) 図書館資料の充実
(2) 図書館利用者サービスの充実
(3) 学校図書館との連携
(4) 子ども読書活動推進計画の取組
(5) 図書館の多機能的な役割の構築

- 収集・整理・保存による図書館資料の整備と充実
- ICT の活用と電子図書館サービスの充実
- 学校図書館に対する支援・連携
- 関係機関と連携した子どもの読書活動の推進
- 図書館の交流拠点としての役割の構築 等

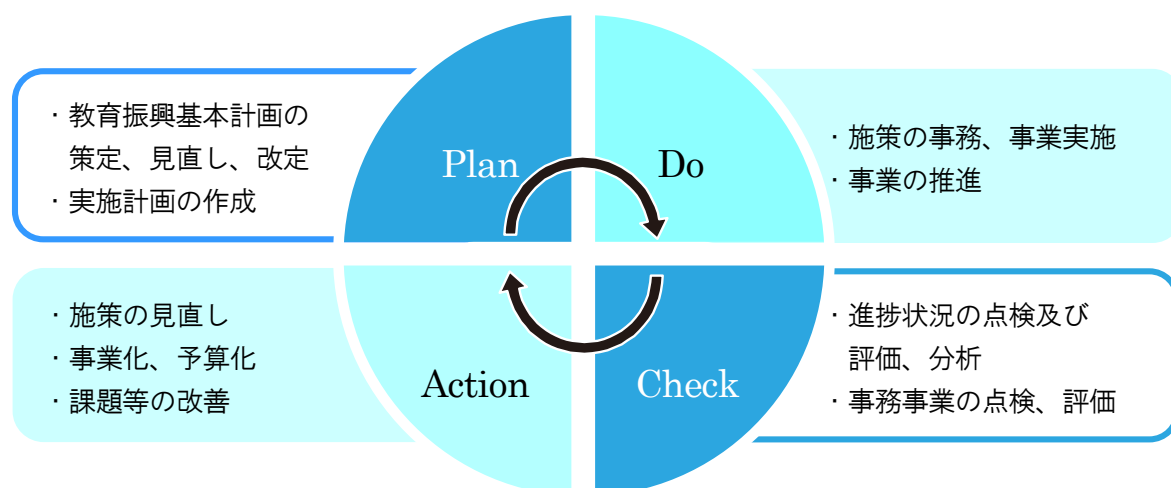
《進行管理の実施と方法》

基本計画に基づく教育を効果的に推進するため、毎年度、進行管理として各事業・施策の点検評価を行います。

基本計画の進行管理は、教育委員会の事業を対象とするとともに、事業内容や指標の進捗状況について、有識者等から評価をいただき、課題等の改善や見直しを行います。これらは、外部評価委員会の評価方法や対象とおおよそ合致するため、外部評価委員会から得た検証と改善に対する助言等を基本計画の評価とし、事業の改善等に繋がります。

特に、具体的な指標に対する数値目標が基本計画に挙げられている事業については、笠間市外部評価委員会事務事業概要説明資料に、数値目標の進捗を確認するための項目「4 第2期教育振興基本計画における指標」を設け、各評価対象事業の成果等指標に、基本計画に記載されている数値目標が含まれているかどうかを記載しております。基本計画に記載されている数値目標を含む場合については、基準値及び実績、次年度の目標値を記載しています。設定された指標が適切かどうか、計画終了年度の目標値に対して実績値や見込値は適切かなどの評価をいただき、次期計画策定時の参考とするほか、必要に応じて指標や目標値等の見直しを行います。

◆基本計画の進行管理に係るPDCAサイクル



◆笠間市外部評価委員会事務事業概要説明資料（記載例）

4 第2期教育振興基本計画における指標 [数値目標: ☒有・☐無]

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 目標	具体的な取組
授業にICT機器を活用して指導できる教員の割合	56.2%	85.3%	93.2%	84.0%	月に1回ICT活用教育研究会にて「ICT機器を活用した授業」の共有・研究を実施した。
児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合	62.9%	74.5%	88.5%	84.0%	授業に使用するアプリの研修をオンラインで開催した。

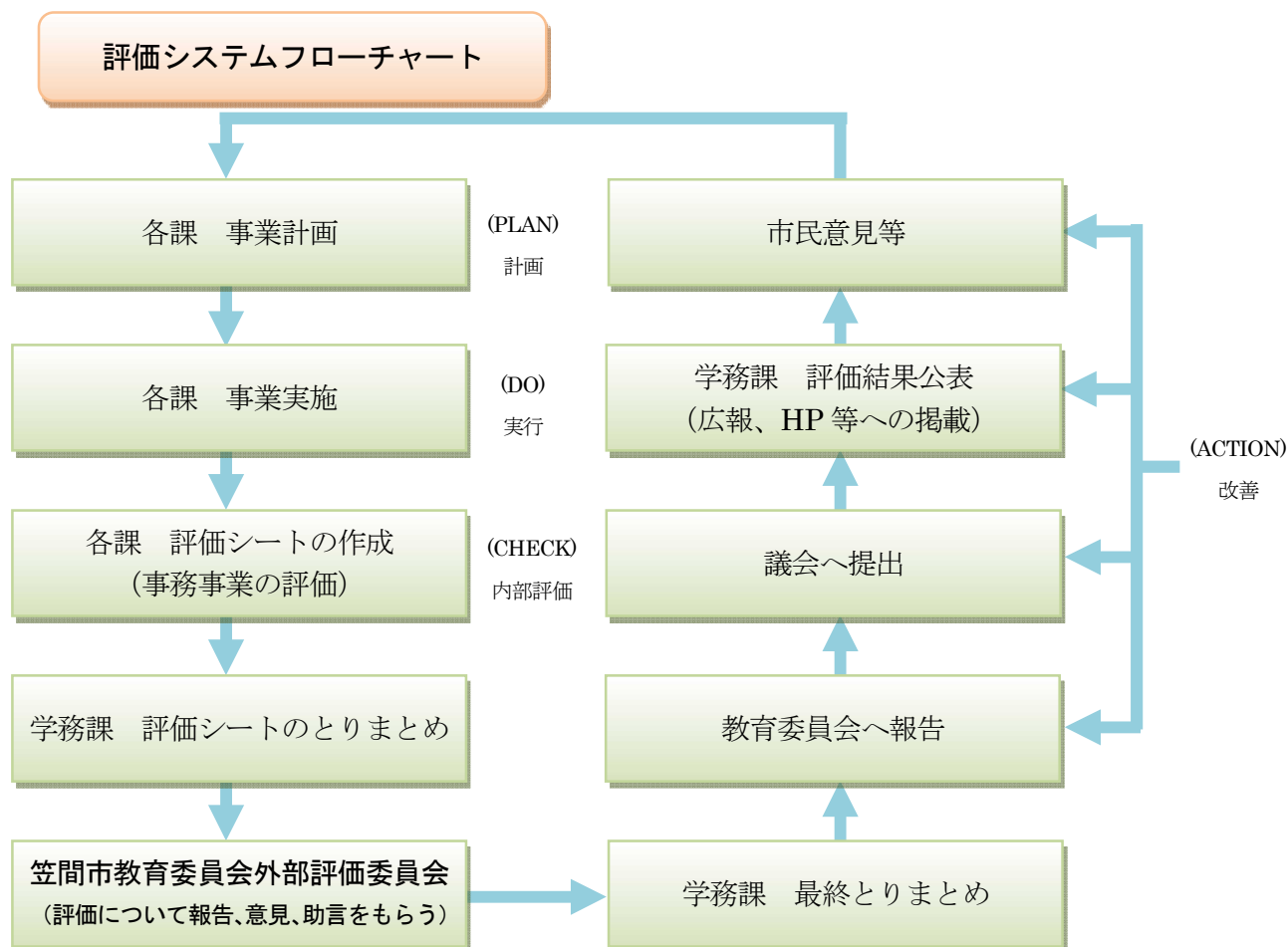
基本計画に記載されている数値目標

数値目標に関する具体的な取組

対象となる事業が数値目標を含むかどうか

第2章 笠間市教育委員会外部評価について

教育委員会が笠間市総合計画に沿って実施した各事務事業等について、所管課が評価シートを作成し、行政内部による評価を行います。この行政内部による評価内容について、市民や学識経験者で構成された「笠間市教育委員会外部評価委員会」から評価内容の客観性の検証と改善に対する助言等をいただき、事務事業の改善につなげ市民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



(1) 点検・評価のための視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点を持って進めます。

① 市民等の視点

市民やサービスの受け手などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直します。

② コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検します。

③ 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人ひとりが組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進めます。

(2) 点検・評価シートの作成

事業・事務の成果を分析・検証するため点検・評価シートを作成し内部評価を実施します。点検・評価の対象となる施策・事業は、教育委員会所管の事務の中から選択します。

(3) 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主管課長が作成した点検・評価シートに基づき、学識経験者等と各課とのヒアリングを実施し、内部評価に対して客観的な意見や助言をいただきます。

(4) 点検・評価の報告書作成

内部評価及び外部評価をまとめた点検・評価シートを報告書案として教育委員会の会議に付議し、議会へ提出する報告書を作成します。

第3章 評価の方法について

(1) 内部評価の視点

事業の成果を測定するとともに課題を把握することにより、事務事業を改善するため、以下の3つの評価項目について評価を行う。

① 一次評価

評価項目		項目の説明
1	必要性	①行政関与の必要性 《目的達成に向けて、行政の範囲は行政の役割から見て適切か？また市民の意向や社会の要請から見て適切か？》 ②基本計画との整合性、対象と意図の妥当性 《目的（対象と意図）は基本計画と結びついているか？実態（社会環境の変化）に合っているか？》
2	有効性	③成果の向上余地 《成果は、昨年度と比べてどうであったか？工夫をすることで今後、更なる成果向上ができるか？》 ④成果の波及効果 《全市民、または多くの市民や他の施策への波及効果があるか？》
3	効率性	⑤事業費の削減余地 《活動量を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の見直し、市民の協力など）》 ⑥人件費の削減余地 《活動量を下げずに人件費を削減できないか？（業務プロセスの見直し、個々の業務の効率化等、業務委託や臨時職員雇用等）》

② 総合評価

一次の評価項目に関連するコメント、課題・問題点などについて総合的な評価をします。

(2) 外部評価の視点

①評価の客観性、信頼性の確保を図るため、内部評価の客観性を検証します。

- ・指標の設定は適切か
- ・現状の把握や課題の認識がされているか
- ・分析を踏まえ、論理的な方向性が選択されているか

②職員の意識改革・事務事業の改善につなげるため、課題解決への取組みを検証します。

- ・事務事業が課題解決の手段として妥当か
- ・事務事業の実施方法は妥当か
- ・事務事業の効果、効率性は適切か

③基本計画に記載されている数値目標を含む事業について、指標を評価します。

- ・指標の設定は適切か
- ・目標値、見込値の設定は適切か

(3) 教育委員会外部評価の流れ

事業説明 (約5分)	説明者：事務事業所管課長、施設長 内 容：事務事業概要説明資料を基に、事業の要点や補足説明を行う（委員は、事前に資料に目を通してしているので補足説明を中心に） ◇事業の趣旨・目的、事業内容（目標、期限等を含む）、進捗、成果、課題など。
質疑・議論 (約10分)	質 問：委員 ⇒ 説明者、一問一答形式 内 容：委員から説明者に対して、評価の判断材料としての質問 議 論：委員同士で議論 ◆客観性の検証（内部評価の精度向上） 目的の是非、設定指標の適否、現状把握及び課題の認識、分析を踏まえた論理的な方向性の選択の是非 ◆課題解決への取組 課題解決の手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。
評価 (約5分)	各委員が、各自「評価シート」に評価とコメントを記入（上記議論中の記入も可） ◇「現行どおり継続」、「改善し、継続」、「休止」、「廃止」から選択 ◇理由や改善点の詳細などコメントを記入

笠間市教育委員会外部評価委員会委員(敬称略)

氏 名	備 考
石 井 純 一	茨城大学 全学教職センター 特任教授
松 橋 義 樹	常磐大学 人間科学部教育学科 准教授
大関 修	元笠間市校長会長
友常 秀太	笠間市PTA連絡協議会長
宇留野 朋 子	株式会社アドバンフォース 管理部 部長

第4章 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員の選任状況（令和5年6月24日現在）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	小 沼 公 道	委員任期 R 3.4. 1 ~ R 6.6.23
教育長職務代理者	戸 田 浩 二	委員任期 H29.6.24 ~ R 7.6.23
委 員	鳥羽田 信	委員任期 H30.6.24 ~ R 8.6.23
委 員	吉 崎 静 夫	委員任期 R 5.6.24 ~ R 9.6.23
委 員	菊 池 由 美	委員任期 R 3.6.24 ~ R 6.6.23

(2) 教育委員会会議の開催状況

令和5年度 教育委員会会議開催状況

	定例会	臨時会	教育委員会協議会等
実施回数（回）	12	1	12
議案件数（件）	33	1	—
報告件数（件）	12	1	25

令和5年 4月25日（火） 第4回教育委員会定例会

審議案件 なし

報告案件

- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（叙位の推薦について）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市資料館運営委員会委員の委嘱について）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市立学校運営協議会委員の任命について）

令和5年 5月22日（月） 第5回教育委員会定例会

審議案件

- 議案第26号 令和5年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

- 報告第6号 笠間市図書館協議会委員及び笠間市子ども読書活動推進会議委員の任命について
- 報告第7号 笠間市スポーツ推進審議会委員の解任及び任命について

令和5年 6月27日（火） 第6回教育委員会定例会

審議案件

議案第 27 号 笠間市文化財保護審議会への諮問について

報告案件

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（高齢者叙勲の推薦について）

令和 5 年 7 月 2 5 日（火） 第 7 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 28 号 令和 6 年度小・中・義務教育学校において使用する教科用図書並びに特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について

報告案件

なし

令和 5 年 8 月 1 8 日（金） 第 8 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 29 号 笠間市いじめ調査委員会委員の委嘱について

議案第 30 号 令和 5 年第 3 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

なし

令和 5 年 9 月 2 6 日（火） 第 9 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 31 号 笠間市指定有形文化財の指定について

報告案件

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（高齢者叙勲の推薦について）

報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（高齢者叙勲の推薦について）

報告第 11 号 大池田財産区議会議員一般選挙における職員の兼務（充当、事務従事）の協議について

令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火） 第 1 0 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 32 号 令和 5 年度笠間市教育委員会外部評価報告書について

報告案件

なし

令和 5 年 1 1 月 1 6 日（木） 第 1 1 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 33 号 笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱を廃止する告示について

議案第 34 号 笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について

議案第 35 号 令和 5 年第 4 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（叙位の推薦について）

令和 5 年 1 2 月 2 6 日（火） 第 1 2 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 36 号 笠間市いじめ調査委員会への諮問について

議案第 37 号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について

報告案件

報告第 13 号 叙位の推薦について

令和 6 年 1 月 2 6 日（金） 第 1 回教育委員会定例会

審議案件 なし

報告案件 なし

令和 6 年 2 月 1 5 日（木） 第 2 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 1 号 令和 6 年第 1 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて

報告案件

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（高齢者叙勲の推薦について）

令和 6 年 3 月 1 4 日（木） 第 1 回教育委員会臨時会

委員の出席が半数に達しないため中止

令和 6 年 3 月 1 5 日（金） 第 2 回教育委員会臨時会

審議案件

議案第 3 号 令和 5 年度笠間市教育委員会事務局職員の人事異動について

報告案件

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（校長の人事内申について）

令和 6 年 3 月 2 6 日（火） 第 3 回教育委員会定例会

審議案件

議案第 4 号 笠間市立学校歯科医の解職について

議案第 5 号 笠間市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 6 号	笠間市立学校運営協議会委員の任命について
議案第 7 号	笠間市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
議案第 8 号	笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について
議案第 9 号	笠間市資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第 10 号	笠間市資料館運営委員会規則の一部を改正する規則について
議案第 11 号	笠間市立小中学校非常勤講師の任用に関する規程を廃止する訓令について
議案第 12 号	笠間市特別支援教育支援員配置要綱の全部改正について
議案第 13 号	笠間市部活動指導員配置要綱を廃止する告示について
議案第 14 号	笠間市教育支援室設置要綱の全部改正について
議案第 15 号	笠間市教育委員会会計年度任用職員任用管理規程の一部改正について
議案第 16 号	笠間市第 3 子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する要綱について
議案第 17 号	笠間市立学校における地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
議案第 18 号	笠間市部活動指導員配置要綱の制定について
議案第 19 号	カサマジュニアクラブ設置要綱の制定について
議案第 20 号	校長の人事内申について
議案第 21 号	笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について
議案第 22 号	笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める訓令の制定について
議案第 23 号	笠間市教育委員会規則の読点の表記を改める告示の制定について

報告案件 なし

(3) 教育委員会会議以外の活動（各種会議・研修会・学校訪問等）

令和 5 年 4 月	教職員辞令交付式 校長研修会 新任管理職研修会 新規採用教職員研修会 日本ウェルネス高等学校 入学式 茨城県都市教育長協議会総会及び茨城県市町村教育長協議会総会 茨城県立 IT 未来高等学校開校宣言並びに入学式 笠間市スポーツ推進委員協議会総会 教頭会定期総会 英語教育強化推進事業に係る事業説明会
5 月	第 29 回笠間市長杯争奪中学校野球大会 関東地区都市教育長協議会 第 1 回管内市町村教育委員会教育長等会議 春の全国交通安全運動キャンペーン 笠間市長杯スナッグゴルフ大会 発信力強化推進事業説明会 水戸管内社会教育主事会 かさま子ども大学開校式 第 1 回学校間連携推進協議会 管理訪問 第 1 回保幼小連絡協議会 社会教育委員会並びに公民館運営審議会

	笠間市青少年相談員全体会 令和5年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会 第60回全日本合気道演武大会 かさま志民大学開校式 第1回市町村教育委員会教育長会
6月	笠間市立学校事務共同実施協議会 学校警察連絡協議会 JGTOスナッグゴルフ県予選会 笠間市ラグビー協会総会 管理訪問 校長研修会 令和5年度水戸管内社会教育主事会に係る研修会 笠間市国際交流協会総会 笠間市スポーツ協会令和5年度総会及び褒賞授与式 県北社会教育主事研修会 第18回かさま陶芸の里ハーフマラソン実行委員会 第22回全国こども陶芸展 in かさま審査会 所課長訪問 第7回全国こども絵画コンクール in かさま審査会
7月	管理訪問 令和5年度茨城県第4採択地区第2回教科用図書選定協議会 校長研修会 水戸管内教育長協議会 台湾マンゴー交流給食 教育施設訪問 英語プレゼンテーションフォーラム笠間市大会 夏の交通安全キャンペーン いじめ調査委員会 笠間市スポーツ推進審議会 地域部活動移行第1回検討委員会
8月	第7回全国こども絵画コンクール in かさま表彰式 宍戸ヒルズカントリークラブスナッグゴルフ親子大会 表彰式 全国学力・学習状況調査市検討委員会 茨城県市町村教育長協議会夏期研修会 茨城県議会文教警察委員会視察
9月	水戸協同病院倫理委員会 茨城アストロプラネッツ後援会発会式 所課長訪問 管理訪問 ダイバーシティシンポジウム2023 菊まつり図画コンクール審査会 令和5年度第2回管内市町村教育委員会教育長等会議 校長研修会(オンライン) 秋の全国交通安全キャンペーン 第24回友部LC杯近郊少年野球大会表彰式

	関東鉄道 100 周年記念事業リフレクター贈呈式 笠間稲荷神社本殿保存修理工事現場見学会 令和 5 年度茨城県中央地区 P T A 連絡協議会市町村合同指導者研修会
1 0 月	管理訪問 三役部課長会議 水戸地区高等学校 P T A 連合会研修会講演 部活動地域移行検討会議 所課長訪問 水府学院 令和 5 年度運動会 令和 5 年度笠間市中学生オンラインビブリオバトル大会（オンライン） 第 46 回笠間市菊まつり学童野球大会 第 116 回笠間の菊まつり開場式 笠間市相撲大会 令和 5 年度おもてなしキッズ活動閉講式 Breakin' 1on1 Battle KASAMA 舞闘炎 市長と校長の意見交換会 校長研修会 令和 6 年度学力向上支援事業協議 笠間小学校創立 150 周年記念式典 総合防災訓練 令和 5 年度第 3 回管内市町村教育委員会教育長等会議
1 1 月	岩間第一小学校創立 150 周年記念式典 北川根小学校創立 150 周年記念式典 校長会研究発表会 県北社会教育主事研修会 県北教育事務所訪問 第 20 回 B & G 全国教育長会議 市町村教育委員会研究協議会 宍戸小学校創立 150 周年記念式典 第 7 回笠間市こども理科自由研究プレゼン大会 「私の好きな笠間」図画コンクール表彰式 校長研修会(オンライン) 第 64 回体育研究発表実演会 N I T T A I D A I × 自治体フォーラム 2023 令和 5 年度笠間市人権教育講演会 茨城バックボーン表彰式 台湾交流事務所設立 5 周年記念式典
1 2 月	年末交通事故防止県民運動キャンペーン かさま志民大学講演会 令和 5 年度教育実習運営協議会(オンライン) 第 18 回かさま陶芸の里ハーフマラソン大会 令和 5 年度第 2 回茨城県文化審議会 校長研修会（オンライン）

令和6年1月	第61回県下中学校交歓笠間市駅伝大会監督者会議 賀詞交歓会 令和6年笠間市二十歳の集い 消防出初式 臨時校長研修会 表敬訪問 水戸ラグビー少年団（日立カップ優勝） 第61回県下中学校交歓笠間市駅伝大会 校長研修会 第13回現代茨城作家美術展訪問 台湾小学生文化交流（スナッグゴルフ） 家庭教育講演会
2月	中学校関東・全国大会出場選手報告会（オンライン） 校長研修会（オンライン） 水戸管内教育長協議会 臨時校長研修会(オンライン) 第11回いばらきっ子郷土検定県大会 マイプロジェクトアワード茨城県プレサミット（オンライン） ランニングウェア贈呈式（エチオピア） 市町村教育長協議会冬期研修会(オンライン) 学校間連携推進協議会 水戸協同病院倫理委員会
3月	第25回五色百人一首茨城県大会 日本ウェルネス高等学校卒業式 コミュニティスクール報告会 かさま陶芸の里ハーフマラソン実行委員会 友部第二中学校卒業式 第5回管内市町村教育委員会教育長等会議 茨城県教育財団常務理事慰労会 岩間第三小学校卒業式 令和5年度地域部活動移行第4回検討委員会 J A常陸黄色い帽子贈呈式 かがやく笠間の先人たち完成報告会 笠間高等学校「いばたん」受賞イベント スポーツ推進審議会 令和5年度第3回茨城県文化審議会 岩間消防署竣工式 教職員辞令交付式

(4) 令和5年度教育委員会の予算状況

市予算に占める教育費の割合

単位：千円

	予算額	支出済額（決算額）	翌年度繰越額
市予算総額	37,633,628	34,026,093	1,884,826
うち教育費	3,238,467	3,028,119	21,671
割合	8.61%	8.90%	1.14%

教育費予算額

単位：千円

	予算額	(構成比)	支出済額（決算額）	翌年度繰越額
教育総務費	734,852	22.69%	706,876	0
小学校費	670,595	20.71%	604,400	7,990
中学校費	396,421	12.24%	341,909	4,478
幼稚園費	35,844	1.10%	29,757	0
社会教育費	682,521	21.08%	649,441	7,080
保健体育費	718,234	22.18%	695,736	2,123
合計	3,238,467	100%	3,028,119	21,671

第5章 外部評価対象事業資料

- 1 図書館
 - (1) 図書館サービス事業、電子図書館運営事業
- 2 公民館
 - (2) 公民館講座運営事業
- 3 生涯学習課
 - (3) 生活困窮者学習支援事業
- 4 生涯学習課 文化振興室
 - (4) 大日堂保存活用事業
- 5 生涯学習課 スポーツ振興室
 - (5) スポーツ奨励金事業
- 6 学務課
 - (6) 英語教育強化推進事業
 - (7) 教育支援室事業
- 7 学務課 おいしい給食推進室
 - (8) 学校給食費負担軽減事業

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	図書館サービス事業 電子図書館運営事業	担当課	笠間市立図書館
-------	------------------------	-----	---------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

図書館法に基づき、市民生活に必要な図書館資料を収集・整理・保存して、市民一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として図書館サービスを展開しており、貸出点数は人口8万人未満の市区の公立図書館において、11年連続で全国第1位となっている。

しかしながら、スマートフォンやタブレットなどの爆発的な普及に伴い、情報へのアクセス手段は多様化を極めている。そのことにより、従来の書籍の役割も変化してきており、貸出点数や来館者数は年々減少傾向にある。

多様性の時代、幅広いニーズに対応するための選書をはじめ、電子図書館によって家庭にいながら読書を楽しんだり、情報を得たりすることができる環境作りに取り組んでいる。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- ・平成18年10月 開館時間延長
- ・平成21年4月 全祝日開館開始
- ・平成25年4月 ツイッターによる情報発信開始
- ・令和2年5月 土日祝日開館時間短縮
- ・令和3年1月 電子図書館開設
- ・令和4年4月 土日祝日開館時間短縮
- ・令和5年4月 図書館システム更新

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- ・資料の①収集（選定・発注及び地域資料の収集等）
- ②整理・管理（データ作成・装備・修理・配架等）
- ③提供（貸出・相互貸借・予約・リクエスト・特集展示等）
- ④案内・調査（レファレンス）
- ・利用促進に向けた事業の実施（ブックスタート・としょかん1年生・おはなし会・子ども読書フェスティバル・図書館クイズ等）
- ・学校との連携（資料貸出・図書館見学・職場体験・図書館だよりの発行等）
- ・スキルアップ研修（職員・ボランティア）
- ・ギャラリー展示
- ・電子図書館の運営

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標： ☒ 有 ・ ☐ 無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組
図書館蔵書貸出点数	956,258 点	980,869 点	990,625 点	937,222 点	991,500 点	資料の充実を図り、特集等を実施して貸出増加を図った。
図書館所蔵点数	586,068 点	590,416 点	596,202 点	602,595 点	608,600 点	利用者のニーズや各館の特色を反映させた資料の収集、整理、保存を実施した。
図書館資料案内・調査件数 （レファレンス件数）	5,760 件	6,154 件	6,501 件	7,041 件	7,100 件	システム更新による検索変更点等の対応や、分かりやすい検索・配置の整備に努めた。
公式X（旧ツイッター）フォロワー数	2,667 件	2,827 件	3,017 件	3,169 件	3,200 件	イベントや資料等に関する情報の発信に努めた。
電子図書館貸出点数	1,706 点	13,358 点	16,036 点	10,073 点	15,050 点	利用者のニーズに対応した資料の充実を図り、特集等を実施して貸出増加を図った。
団体貸出点数	17,615 点	15,217 点	18,079 点	17,059 点	17,700 点	資料の充実を図り、各種団体等に資料の提供を実施した。

学校等への貸出点数	5,261 点	3,766 点	5,411 点	5,954 点	6,470 点	資料の充実を図り、授業に必要な資料等の提供を実施した。
おはなし会・読書フェスティバル参加者数	2,383 人※	888 人	1,686 人	2,124 人	2,350 点	定期的におはなし会を実施した。学校等の館外おはなし会を実施した。
年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（小4～6年生）	55.8%	55.2%	59.9%	59.3%	62.8%	学校へ定期的に資料を提供し、児童の読書の習慣化を図った。
図書館入館者数	495,679 人※	328,237 人	341,921 人	345,993 人	397,330 人	利用者ニーズの高い資料を収集し、特集やイベント等を実施して入館者の増加を図った。
ギャラリー使用率	97.2% ※	70.5%	83.3%	91.4%	94.2%	各団体への支援や学校等との連携によりギャラリー利用の増加を図った。

※コロナ禍の影響があるため、令和元年度の値を基準としています。

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
人件費	82,211,147	会計年度任用職員 30 名分等
報償費	111,500	講師謝礼
需用費	10,650,192	消耗品費、食糧費、印刷製本費等
役務費	333,730	通信運搬費、傷害保険料等
委託料	1,301,828	図書館システム保守、資料マーク作成等
使用料及び賃借料	16,340,341	図書館システム、電子書籍使用料等
備品購入費	20,991,151	備品購入費（資料）
負担金補助及び交付金	141,500	負担金等
合 計	132,081,389	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

- ・図書館 県内 37/44 市町村（55 館）
- ・電子図書館 県内 19/44 市町村

7 今後の課題・方向性

- ・利用者のニーズに合った資料の充実と効率的な図書館運営
- ・子ども読書活動の推進
- ・電子図書館資料の利用促進

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- ・利用者に居住地の制限を設けていないため、市外、県外の利用者も多い。
- ・貸出点数が無制限（視聴覚資料は 10 点）など、利用者の利便性を重視した運営を行っている。
- ・笠間市に関連する郷土資料や笠間焼に関する資料の収集を積極的に行っている。

9 内部評価

必要性（項目 1 を評価）	有効性（項目 3 を評価）	効率性（項目 5 を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☒ 効果がある ☐ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

- ・図書館法
- ・文字・活字文化振興法
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	公民館講座運営事業	担当課	笠間市立公民館
-------	-----------	-----	---------

１ 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

市民の教養の向上や健康増進等を図るため、各種講座を開設することにより、生活文化の向上や社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

講座の開催については、広く市民に学習機会を提供することが必要であることから、「かさま志民大学」や「かさま子ども大学」等を３館合同で各種講座を実施した。

２ 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

- ・令和元年度～：かさま子ども大学（小学校４～６年生対象）を開校。子どもたちの好奇心等に応え、知的な世界を開くことを目的として実施している。
- ・令和２年度～：かさま志民大学を開校。大学や研究機関の専門的な知識を学んだり、市民が地域のために活動する力を高めることを目的として実施している。
- ・令和２年度～：かさま志民オンライン講座を開始。コロナ禍を機に、市民の学習機会を継続するため実施している。
- ・令和３年度～：かさま志民大学に子育て応援コースを新設。親子のコミュニケーションを深める場を目的として実施している。
- ・令和４年度～：かさま志民大学にデジタルコースを新設。急速に進むデジタル化へ対応する目的として実施している。
- ・令和５年度～：かさま志民大学オンライン講座から対面式講座へ重点移行。コロナ禍からの行動制限がなくなり、対面での講座の伝わりやすさやコミュニケーションの深さを大切に、実施している。

３ 事務事業の具体的内容及び成果・効果

かさま志民大学やかさま子ども大学等の各講座において、持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、「時代に対応した学び」の充実を図り、市民の誰もが生涯にわたり学習できる機会を提供した。

○令和５年度実績

- ・かさま志民大学 29 講座（延べ 66 回） 延べ受講者数：952 人
オープンカレッジ（2 講座）、デジタルコース（4 講座）、歴史、文化コース（3 講座）
自然・環境コース（1 講座）、子育て応援コース（5 講座）、暮らし・健康コース（7 講座）
楽しく習うコース（6 講座）、地域づくりコース（1 講座）
- ・かさま子ども大学 16 講座 延べ受講者数：327 人
開校式、タイムスリップコース、Let's Enjoy English コース、食コース
- ・サマースクール 8 講座 延べ受講者数：111 人
- ・かさま志民オンライン講座 3 講座 延べ視聴数：1,503 回

４ 第２期教育振興基本計画における指標 【数値目標： ☒ 有 ・ ☐ 無】

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組
公民館利用者数	55,241 人	98,095 人	131,448 人	147,464 人	160,000 人	各種講座の開設や学習機会、学習情報の充実・強化を図ることで、公民館利用者の増加を狙う。
公民館講座参加人数	608 人	26,630 人	2,496 人	2,893 人	3,300 人	各種講座への参加者の増加を狙う。

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
報償費	830,100	講師謝礼
旅費	1,000	普通旅費
需用費	216,322	消耗品費、食糧費、印刷製本費
役務費	86,300	通信運搬費
合 計	1,133,722	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

近隣自治体（城里町、茨城町、小美玉市、那珂市、大洗町等）においても、同様の公民館講座に取り組んでいる。

〔取組事例〕パソコン講座、自然講座、歴史講座、韓国語講座、書道教室、水彩画教室、料理教室、茶道教室、家庭菜園講座、健康体操、陶芸教室、ハイキングなど

7 今後の課題・方向性

今後も、現在の社会情勢や地域資源、人材などの情報を常に多方面から収集することにより、市民が求めている講座の充実を図ることが重要になる。

また、公民館講座の受講者は、現状ではシニア世代が中心となっているが、子育て世代などが受講できる講座を企画運営していくことも必要である。

なお、急速に変化するデジタル化社会に対応できる内容を充実させることも重要になる。

課題については、コロナ禍からの回復により対面式講座に重点を置いてきているが、かさま志民オンライン講座を今後も継続するか検討する必要がある。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- ・志民大学、子ども大学とも、コースを分けて受講者を募集している。
- ・令和3年度文部科学省「優良公民館表彰」において、笠間公民館が最優秀館に選定された。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☐ 効果がある ☒ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

社会教育法第3条・第20条・第22条（抜粋）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね次の事業を行う。

(1) 定期講座を開設すること。

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	生活困窮者学習支援事業	担当課	生涯学習課 社会教育G
-------	-------------	-----	-------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

・平成27年度から生活困窮世帯の自立支援を目的とした生活困窮者自立相談支援事業を社会福祉課が担当して開始したが、同事業のメニューの内、《生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業》については学習支援のノウハウを持つ生涯学習課が担当し、経済的な理由で進路を制限されることがないように支援する。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

・社会福祉課より要保護、学務課より準要保護世帯の名簿を取得。
 ・対象者は要保護・準要保護世帯の中学3年生とし事業開始したが、翌年度から中学1年生から3年生までに対象を広げ、より多くの生徒が受講できるように実施している。
 ・対象者へ事業へ参加する意思があるか郵便により打診。
 ・応募があった生徒は、各公民館ごとに事業に参加した。
 ・令和5年度10月からは、家庭や学校の悩み、受験や進路について気軽に相談できるよう、各公民館に教育相談アドバイザーを配置し、様々な相談を受けている。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

目 的 笠間市内の生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の中学生とその保護者を対象として、学習支援や教育相談を行うことにより、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることをめざす。

実施期間 令和5年7月15日(土)～令和6年2月24日(土)

※7月15日(土)を開講式とし、以後毎週土曜日 全30回実施。

実施時間 13:05～15:45

- ①13:05～13:15 受付・準備
- ②13:15～14:00 1時間目（自主学習・教育相談）
- ③14:05～14:50 2時間目（自主学習・教育相談）
- ④14:55～15:40 3時間目（自主学習）
- ⑤15:45 諸連絡・解散

実施場所 笠間・友部・岩間の3地区の各公民館

対 象 者 笠間市内在住の中学3年生で、かつ生活保護受給世帯の者、又は準要保護世帯の者

受講者数 25名（笠間：7名、友部：15名、岩間：3名）

受 講 料 無償

事業内容 (1)受講生に対して

- ①自主学習を基本とした個別学習への支援をする。
- ②テストに向けての学習計画の立て方とふり返りの仕方を指導し、計画に沿って学習に取り組む習慣を身に付けられるよう支援する。
- ③何事にも前向きに取り組む姿勢を育てるため、学習習慣をはじめとして生活習慣にもはたらきかけ、生活を確立することを通して自己肯定感を高める。
- ④悩みを相談したり、進路に関して考えたりする機会を計画的に設ける。

(2)受講生の保護者に対して

- ①「思春期の子どもとのかかわり方」、「中学卒業後の見守り方」、「高等学校を卒業させることの意義」、「社会のさまざまな支援制度の紹介」、「さまざまな相談機関の案内」など、家庭教育に関する情報を計画的に提供する。

- ②親の悩みや思いを聴くための教育相談の機会を設け、必要であれば関連機関につないでいく。

4 第2期教育振興基本計画における指標 [数値目標： 有 ・ 無]

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
歳入		
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	807,000	
合 計	807,000	
歳出		
賃金	948,919	学習アドバイザー報酬
謝礼	170,000	教育相談アドバイザー謝金
需用費	114,275	
旅費	63,790	
合 計	1,296,984	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

・県内では半数以上の自治体で、同事業に取り組んでいる。なお、生活困窮者学習支援事業は、厚生労働省が主管する【生活困窮者就労準備支援金事業】において、『生活困窮世帯の子どもに与える学習支援事業』として、補助金の交付を受けている。

7 今後の課題・方向性

・平成28年度は、初年度であったことから、対象者を生活困窮世帯で中学3年生の世帯とした。平成29年度は中学1年生から3年生までに対象を広げ、より多くの生徒が受講できるように実施している。
・令和5年度途中からは、教育相談アドバイザーを各公民館に配置し、学習以外の悩みにも広く対応している。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

・当該事業の対象者が生活困窮世帯であることから、受講案内から実施終了まで、プライバシーには十分配慮している。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☒ 効果がある ☐ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

--

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	大日堂保存活用事業	担当課	生涯学習課 文化振興室
-------	-----------	-----	-------------

１ 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

大日堂は、日本画家である木村武山が生家の邸内に建立したもので、平泉中尊寺金色堂の建築様式を取り入れた総檜造り、三州瓦葺きの堂宇である。室内には大日如来や虚空蔵菩薩のほか、花鳥画などが色彩豊かに描かれ、荘厳華麗な空間から「仏画の武山」を感じることができる。

平成３年に木村武山の子孫が大日堂と土地を大阪府内の法人に売却した。管理されずに朽ち果てようとする状況を危惧し、市では平成３０年４月に取得方針を決定した。破産管財人との交渉を経て、令和４年２月に購入契約を締結した。令和４年度には、貴重な文化遺産として後世に伝えていくため、駐車場や板塀等の整備、空調設備や防犯カメラを設置するとともに、設置管理条例や施行規則を制定し、令和５年４月から一般公開を開始した。

２ 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

大日堂の設置及び管理に関する条例、条例施行規則の施行

- １ 名称及び位置 大日堂（笠間市箱田 2210 番地）
- ２ 開館日 毎月第２・４日曜日
- ３ 開館時間 午前９時から午後４時まで
- ４ 拝観料 大人（大学生以上）500 円 小人（小学生以上高校生以下）300 円
拝観当日にガイドが拝観料（現金）を徴収
- ５ 拝観の申込み 拝観しようとする日の５日前まで（窓口、電話、メール）
ガイドによる解説案内実施のため、事前予約制

３ 事務事業の具体的内容及び成果・効果

- １ 開館日数 21 日（臨時開館 5 日を含む）
- ２ 拝観者数 有料拝観者 249 名、無料拝観者 16 名 計 265 名
- ３ 開館式典及び記念講演
 - ・開館式典参加者 20 名、記念講演参加者 22 名
- ４ 案内業務
 - ・業務委託先 （一社）笠間観光協会
 - ・業務内容 ガイドの手配業務、拝観料の収納業務等
- ５ 草刈等業務
 - ・業務委託先 （公社）笠間市シルバー人材センター
 - ・業務内容 草刈、草取、落葉清掃等
- ６ 広報業務
 - ・掲載紙等 茨城新聞、東京新聞、水戸経済新聞、かさま情報紙 かわら版歩！
 - ・DM 発送 芸術系大学、高校
- ７ 効果 一般公開を通じて貴重な文化遺産としての価値認識が普及したことで、芸術文化都市を標榜する本市のシビック・プライド醸成に寄与した。

４ 第２期教育振興基本計画における指標 【数値目標： 有 ・ 無】

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
歳入		
大日堂拝観料	124,500	
合 計	124,500	
歳出		
消耗品費	29,740	
光熱水費	49,588	
草刈等委託料	266,066	
立木伐採委託料	132,000	
案内業務委託料	322,000	
式典業務委託料	161,700	
合 計	961,094	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

隣接自治体（水戸市、石岡市、小美玉市、桜川市、茨城町、城里町）において、文化財に関して設置及び管理条例を制定し、入館料を徴収している施設を調査した結果、桜川市の旧真壁郵便局、旧高久家住宅が使用料を徴収している。しかし、歴史的風致を維持、向上させるため活動の場として設置している施設であり、大日堂とは性格が異なっている。

7 今後の課題・方向性

- 1 課題 日本画家・木村武山に関しては、地元では一定程度、認知されているものの、一般的には知名度が十分でなく、拝観者数が低迷している。
- 2 方向性 美術への関心が薄い層への広報活動は、効果が限定的であることから、美術館や博物館等の美術、文化財関連施設へのパンフレット設置を継続していく。また、茨城県近代美術館、五浦美術館等と連携して講演等の事業を展開し、拝観者を掘り起こしを実施する。
また、大日堂拝観のみを目的とする来訪者だけでなく、旅行商品を造成し、大日堂拝観を組み入れていただけるよう働きかける。
令和6年度は、大日堂を国の登録有形文化財 登録に向けて申請する計画であり、登録の際には、マスコミ等に情報提供し、広報宣伝することで拝観者増加の起爆剤としたい。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

木村武山の晩年の傑作である美術品（絵画）を適正に管理し、一般公開するという事業の性質上、堂内には空調設備、温湿度計を設置し、こまめにチェックするなど作品管理には細心の注意を払っている。

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☐ 効果がある ☒ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

- ・大日堂の設置及び管理に関する条例
- ・大日堂の設置及び管理に関する条例施行規則

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	スポーツ奨励金事業	担当課	生涯学習課スポーツ振興室
-------	-----------	-----	--------------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

- 生涯スポーツの振興と競技力向上を推進するため。
- ・市民のスポーツへの関心や意欲を高め、競技力の向上を図る。
 - ・市民のスポーツ活動を支援することにより、スポーツ振興を図る。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

平成 18 年の合併（笠間市・友部町・岩間町）の際、旧笠間市の制度を継承し、笠間市を代表して全国大会等の競技会に出場する個人及び団体に対して奨励金を交付する事業である。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

笠間市を代表して全国大会等の競技会に出場する個人及び団体に対して、笠間市スポーツ奨励金を交付する。

【交付対象者】

市内在住又は在勤若しくは在学する者

【交付申請】

奨励金を受けようとする個人又は団体が笠間市スポーツ奨励金交付申請に関係書類を添えて申請する。

【交付決定及び通知】

笠間市スポーツ奨励金交付決定通知書により申請者に通知する。

【実績報告】

笠間市スポーツ奨励金実績報告書に関係書類を添えて報告する。

奨励金の内容 笠間市スポーツ奨励金交付要綱 別表（第 5 条関係）

大会区分	開催地区分	奨励金の額	
		個人	団体
全国大会	—	1 人 10,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額 100,000 円を限度とする。
世界選手権大会	国内	1 人 50,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額 200,000 円を限度とする。
アジア選手権大会 ユニバーシアード大会	国外	1 人 100,000 円	
オリンピック大会 パラリンピック大会	—	1 人 150,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額 300,000 円を限度とする。

4 第 2 期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
報償費	1,050,000	交付実績 71 件
合 計	1,050,000	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

県内の市町村では、笠間市を含めて 38 市町村が取り組んでいる。（奨励金・補助金・助成金）
 笠間市スポーツ協会でも、褒賞規定を設けており該当者に対し表彰状、褒状、感謝状を贈呈している。
 また、笠間市では、国際大会出場、全国大会優勝、準優勝、第 3 位のいずれかの功績があった個人・団体を笠間市表彰として、表彰している（表彰は原則一度限り）。

7 今後の課題・方向性

今までスポーツ大会を対象としていたものを、令和5年度要綱を一部改正し、文化意識の高揚を推進するため、新たに文部科学省等が主催又は後援する全国規模以上のコンクール等も奨励金交付対象となる笠間市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱とし、令和6年度からスポーツ・文化振興に積極的に取り組み活躍している選手や団体を支援していく。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

9 内部評価

必要性（項目 1 を評価）	有効性（項目 3 を評価）	効率性（項目 5 を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☐ 効果がある ☒ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

笠間市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱

事務事業概要説明資料（令和5年度実施事業）

事務事業名	英語教育強化推進事業	担当課	学務課 総務G
-------	------------	-----	---------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

グローバル化に対応した英語教育を進めるため、幼児期から英語に親しむ機会を提供し、小・中・高を通した英語教育の環境づくりを進め、各段階に応じた英語教育を充実することにより、郷土の歴史や文化への理解を深めるとともに、外国の人へ発信できる力を高めることを目的としている。

今後ますます変化していく社会状況に対応していくため、平成26年度より英語指導助手（AET）、平成27年度より外国語指導助手（ALT）、外国語指導助手コーディネータを配置。同時に、教員の指導力向上のための研修の充実、児童生徒への英検助成の実施。笠間市における英語教育の充実を図るため、専門機関による小中学校教員研修の実施、英語教育講師児童生徒の英語力の向上を図ることをねらいとした。

また、より実践的な英語に触れる機会の醸成を目的に、海外留学に対する補助金制度を創設した。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

【①ALT/AETプログラム】

平成26年～英語指導助手10名配置（現在14名を配置（一部学校兼任））

平成27年9月～ 外国語指導助手8名配置

平成29年度【グローバル人材育成事業（旧AET事業）】へ移行。

【②夏季集中プログラム（児童生徒向け英語プログラム）】

平成27年度～平成28年度 外部委託（保護者負担10,000円）

平成29年度～ 市内AET を活用して実施（保護者負担無料）

- ・サマーイングリッシュフェスティバル（小1～4対象）各地区1日 計3日
- ・サマーイングリッシュプログラム（小5～中3対象）2日

【③英語教員指導力研修（集中プログラム）】

平成27年度～平成28年度 外部委託（イングリッシュインアクション）

平成29年度～令和5年度終了 外部委託（ブリティッシュカウンシル）

【④英語検定試験助成事業】

- ・対象児童生徒の英語検定料を一部助成する。（年度内1回限り）

保護者自己負担金

助成対象学年： 級	平成27・ 28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ～4年度	令和5年度
小6：5級以上	400円			—	
小5,6：5級以上	—			900円	1,200円
中1：4級以上				1,200円	1,500円
中3：3級以上	500円	700円	900円	—	
中2,3：3級以上	—			1,200円	2,000円

【⑤英語教育アドバイザー】

平成27年度～ 英語教育アドバイザーを招聘し市内小中高の英語教員を対象に公開授業、研究、講評等による英語教育力の向上

【⑥中学校海外研修補助金】

令和5年度～ 留学に要した対象経費の一部（上限30万円）を補助

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

令和5年度

- ・英語プレゼンテーションフォーラム水戸大会：3校出場
- ・英検合格者数：受験数 840名 合格者数 552名 合格率 65.7%（小：64.0% 中：66.3%）
保護者負担 1,044,200円
- ・海外研修補助金交付 5名 1,500,000円補助
- ・サマーイングリッシュフェスティバル 参加者 笠間地区 33名 友部地区 40名 岩間地区 46名
- ・サマーイングリッシュプログラム 参加者 小学生 35名 中学生 17名
- ・英語教員指導力研修 8名参加 4日間
- ・英語教育アドバイザー講演 3回開催

4 第2期教育振興基本計画における指標〔数値目標：☒有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組
英検5級以上の英語力を有する児童の割合（小6）	23.0	19.9	22.6	23.6	30.0	教職員向け英語教育プログラムの実施による指導力向上
英検3級以上の英語力を有する生徒の割合（中3）	33.0	40.0	38.7	34.0	40.0	教職員向け英語教育プログラムの実施による指導力向上

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額（円）	備 考
報酬	2,628,864	
職員手当等	439,040	
共済費	439,399	
謝礼	165,000	
旅費	78,000	
消耗品費	98,419	
検査手数料	2,321,190	
委託料	788,440	
補助金	1,500,000	
合 計	8,458,352	AETの報酬等は別事業で計上

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

大子町 英検助成：小・中・大子清流高校の希望者 英検受験料全額を助成+参考書
 城里町 英検助成：英検受験料1回1,000円を助成
 筑西市 英検助成：検定料の1/2を助成

7 今後の課題・方向性

- ・海外研修補助金の拡充。円安による保護者負担増への対応
- ・英語検定受験料の値上げによる保護者負担増への対応
- ・より効果的な英語教育の推進、英語教育にとどまらない外国語教育への拡充

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

--

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☐ 効果がある ☒ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☐ 効率的である ☒ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

--

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	教育支援室事業	担当課	学務課 指導室
-------	---------	-----	---------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があって取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

・学校生活への不安、引きこもり等の予防や社会自立を目的とし、専門スタッフによるカウンセリングや学習支援、集団・体験活動を通して、不登校児童・生徒の学校復帰のための援助・指導をおこなう機関が必要であったため、令和２年度に教育支援室「ここから」を設置した。また、令和５年度から学校への対応として、友部中学校に校内フリースクールを設置した。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

・令和２年４月（市内３か所にあった適応指導教室）に笠間市こども育成センターを新たに設置したことで、適応指導教室を１か所のみとし、教育支援室「ここから」とした。
 ・通室対象は、小学校、中学校または、義務教育学校の児童生徒と、笠間市に住所を有し、笠間市立中学校または、義務教育学校卒業の１８歳までの生徒である。
 ・児童生徒、保護者の希望により、在籍する学校を通して、入室申請（入室申込）及び、本人に関する資料を提出することで、通室できる。
 ・通室に対する費用は、無料である。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

・（毎日）一人一人の学習計画をもとにした学習支援活動・・・学力の定着、学習の習慣化
 ・（定期）野菜の栽培、収穫体験、調理体験の実施・・・協働感、達成感を体験
 ・（毎日）体育的活動の実施（卓球）・・・体力の維持、スポーツ活動におけるルールへの遵守
 ・eスポーツの実施
 ・（年１回）遠足（集団活動）の実施・・・室外活動における集団生活のルール、道徳心を身につける
 ・新たに、学校への対応として、友部中学校に校内フリースクールを設置
 通室者数 16名（１年５名、２年５名、３年６名）

4 第２期教育振興基本計画における指標〔数値目標： ☒ 有 ・ ☐ 無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組
不登校（30日以上）児童の割合	1.21%	1.60%	2.28%	1.40%	1.30%	支援室の個別指導を通して、学校復帰をめざす
不登校（30日以上）生徒の割合	5.74%	7.30%	8.68%	8.34%	7.10%	支援室の個別指導を通して、学校復帰をめざす

5 事務事業の決算状況

○令和５年度決算状況

内 容	金 額（円）	備 考
報酬	15,613,824	教育支援員報酬
職員手当	2,960,689	期末手当
共済費	1,540,247	共済組合負担金、社会保険料
旅費	691,800	費用弁償
需用費	114,418	消耗品費、燃料費
役務費	117,114	通信運搬費

使用料及び賃借料	96,210	バス借上料
備品購入費	64,351	
合 計	21,198,653	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

・水戸市、小美玉市、城里町等においても「教育支援室」を設置し、不登校児童・生徒の援助・指導を実施している。

7 今後の課題・方向性

- ・入室児童生徒の通室状況（出席日数）の増加
- ・入室児童生徒の学校への復帰
- ・入室児童生徒の学力の保証
- ・通室保護者との連携
- ・令和5年度から友部中学校に校内フリースクールを設置、令和6年度からは全中学校に設置する。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

- ・令和2年度 通室者数 47 名、学校復帰者数 15 名、教育支援員 10 名
 - ・令和3年度 通室者数 50 名、学校復帰者数 15 名、教育支援員 10 名
 - ・令和4年度 通室者数 60 名、学校復帰者数 25 名、教育支援員 10 名
 - ・令和5年度 通室者数 67 名、学校復帰者数 15 名、教育支援員 10 名
- 新たに学校への対応として、友部中学校に校内フリースクールを設置。（教育支援員 1 名）
通室者数 16 名（1 年 5 名、2 年 5 名、3 年 6 名）

9 内部評価

必要性（項目 1 を評価）	有効性（項目 3 を評価）	効率性（項目 5 を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☒ 効果がある ☐ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☒ 効率的である ☐ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

--

事務事業概要説明資料（令和５年度実施事業）

事務事業名	学校給食費負担軽減事業	担当課	おいしい給食推進室
-------	-------------	-----	-----------

1 事務事業の取組背景（どのような課題があつて取り組んだのか。なぜ必要となったか。）

物価高騰に伴い、学校給食の食材も高騰している。給食費を値上げすることなく、質・量を落とさず給食を提供するため、保護者の負担を軽減するために取り組んだ。

2 事務事業の沿革（事業内容・制度内容等の改正）

年間を通して一人当たり１食当たり３０円を公費負担。

3 事務事業の具体的内容及び成果・効果

保護者負担となる給食費は、一人当たり小学生 230 円、中学年 250 円であり、全て賄材料費に充てているが、物価高騰に伴う学校給食の食材費上昇相当分として１食当たり 30 円を公費負担することにより、給食費を値上げすることなく、安定した給食を提供することが出来ており、共に保護者の経済的負担を軽減することが出来た。

4 第２期教育振興基本計画における指標〔数値目標：有・無〕

指標名	R2 基準値	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	具体的な取組

5 事務事業の決算状況

○令和5年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
賄材料費	33,546,000	
合 計	33,546,000	

6 事務事業の近隣自治体又は類似団体での取組状況（類似事業に取り組んでいるか。）

水戸市や八千代町などで実施。

7 今後の課題・方向性

現在も物価は上昇傾向にあり、現状の給食の質を落とすことなく提供するためには、更なる負担が求められ、それに伴う予算の確保が課題となる。

8 その他（当該事務事業に特徴的な事項）

9 内部評価

必要性（項目1を評価）	有効性（項目3を評価）	効率性（項目5を評価）
☒ 必要性が高い ☐ 一定の必要性がある ☐ 必要性が低い	☒ 効果がある ☐ 一定の効果がある ☐ 効果がない	☒ 効率的である ☐ おおむね効率的である ☐ 効率的でない

10 関係法令

第6章 参考資料

笠間市教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成22年9月17日
教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、笠間市教育委員会（以下「教育委員会」という）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者による点検及び評価を実施することにより、教育行政に対する透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たすため、笠間市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会が実施する施策や事業等の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に見識を有するもののうちから教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会において関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

笠間市教育委員会組織機構図

